

八尾春雄議員が6月14日一般質問に臨んだ。町道に覆いかぶるような樹木の伐採をテーマに質問しようとしていたところ、所有者が前日から樹木の伐採に取り組んでいることが明らかになった。一般質問で取り上げたことがこのように直接的な効果を上げたことに驚いている。

○議長（吉村裕之君） 休憩を解き、再開します。

次に、14番、八尾春雄議員の発言を許します。

14番、八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 14番、八尾春雄でございます。今日は、傍聴たくさん来ていただいてありがとうございます。

今回は、4本の質問を準備をいたしました。読み上げてまいります。

**質問事項の1でございます。**

この議会で文化芸術推進基本計画に係る審議会設置を議題にしているが、公民館建て替えに関する委員会設置提案なしでは、計画遂行上の均衡を欠く。

3月議会では、建て替えるとも言っていないし、建て替えを断念するとも言っていないとまとめているが、答申に沿った答弁とは思われない。

1、速やかに公民館建て替えに関する委員会設置提案を行い、文化芸術推進基本計画の遂行を着実なものにするべきではないか。

2、文化芸術推進基本計画を推進する拠点施設が公民館となることは認めるか。

**質問事項の2番でございます。**

的場中堀医院から、北上する町道に接する私有地から、樹木が覆いかぶさるように伸びており、車両の通行の妨げになっている件ははまだ前進が見られない。

民有地相互の問題では、町は責任は取らないが指導はすると述べていたのに、いざ町道の問題が提起され当事者になると委縮して的確に対応していない、問題だ。

1、大字区長でもある岡本議員からも指摘しているのにらちが明かない、なぜか。

2、土地所有者の主張はどのようなものか、根拠があるのか。

3、周辺に監視カメラが設置されている。どのような経緯で設置したのか、誰が管理運用しているのか。

**大きな3番目でございます。**

広陵町たたらん煙（受動喫煙）から健康を守る思いやり条例の取組はどうなっているか。

条例名称として、奇をてらって実を上げようとしても簡単には行かない、焦点は条例制定の趣旨をどのように喫煙者に普及したのかが問われる。

1、取組の概況報告を求める。過料した事例があれば明細を示されたい。参考にした自治体はあったのか、周知は徹底できたか。

2、グラウンドなどの施設を利用している社会体育関係者の中に、周辺住民からの苦情を受けながら、学校構外の周辺地で喫煙している事例がある。これは周辺住民からの告発によるものでございます。とのことだが、どのように対処したか。

3、今後の方針を問う。喫煙の害毒を鮮明にする啓発が足りないのではないか。

**大きな4番目でございます。**

香芝市・広陵町の真美ヶ丘地区を貫くかつらぎの道について。

幅15メートルのゆったりとした自転車徒歩専用道として親しまれている。ところが、ぬくもり広陵横で終了するため、自転車歩行者も横断歩道のない上田部奥鳥井線を横切る場合が多く危険を伴う。

1、上田部奥鳥井線を横切る横断歩道設置の要望がある、検討願いたい。

2、70メートル東に信号機付き横断歩道があり、反対の120メートル西にも信号機付き横断歩道がある。

車両は順調に流れるだろうか。

以上のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（吉村裕之君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、1番目の公民館建て替えに関する委員会設置なしでは計画遂行上の均衡を欠くということについてでございます。

一つ目の速やかに公民館建て替えに関する委員会設置提案を行い、文化芸術推進基本計画の遂行を着実なものにすべきとの御質問にお答えいたします。

本年2月12日付の広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方に関する答申におきまして、「町長におかれましては、本答申の結果を受けて、速やかに公民館再整備の方向性を出されることが望まれます。」との記述がございます。広陵町の文化芸術の推進に当たっては、基本計画を具現化するために、計画の進捗管理・評価を行う第三者機関を設置されることを期待されていることを踏まえまして、まず、計画の進捗管理を行う機関の設置を行うため、広陵町文化芸術推進審議会設置条例を今議会で提案させていただきました。

この広陵町文化芸術推進審議会では、広陵町の文化芸術推進基本計画の中で、生涯学習及び公民館の在り方や、求められる公民館像を掲げており、これら遂行のための具体的な取組について審議を行っていただくこととなります。

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方に関する答申の内容を要約いたしますと、適切な時期に具体的な公民館再整備事業の方策を提案する適切な機関の設置が必要になり、場所の選定を含めた再整備方針の決定、施設の規模や設備等のスペックの決定、これらを含めた再整備の設計と掲げられており、財源等の課題はあるものの、これらのことを受け、担当には、引き続き再整備に関しての調査研究を行うよう指示しておりますので、御理解をいただきたく存じます。

二つ目の文化芸術推進基本計画を推進する拠点施設が公民館となることは認めるかとの御質問にお答えいたします。

広陵町の文化芸術推進基本計画を推進する拠点施設といたしましては、中央公民館を核として、町内の各種文化施設を拠点施設として位置付け、文化芸術活動や生涯学習の場としての役割を担ってまいります。中央公民館は、生涯学習・社会教育機関としての重要な役割に加え、地域社会のプラットフォームとしての拠点の役割を担うものであると考えております。

2番目の的場中堀医院北町道の隣接樹木についての御質問でございます。

まず、一つ目の大字区長でもある岡本議員からも指摘しているのにらちが明かないのはなぜかとの質問にお答えいたします。

的場区の中堀医院北側付近の私有地の樹木の枝が、町道南13号線に覆いかぶさるように伸びて町道にはみ出し、車両等の通行の妨げとなっておりますことは道路管理者として問題であると認識しております。はみ出した枝が走行車両に傷をつけたり、歩行者・自転車利用者のけがにつながるおそれもございますことから、令和3年2月26日付の文書により、私有地の所有者に対して、道路にはみ出している枝の剪定についてお願いしておりますが、改善が見られず解決に至っていない状況でございます。答弁書はこうなっておりますが、町が文書を出して、御本人が相談に来られまして、業者を紹介をして、その業者に頼まれたそうでございますので、今日現在、切られております。現場また確認しておいていただきたいと思います。ただ、答弁書はそのまま読ませていただきますので。

また、二つ目の土地所有者の主張はどのようなものか、根拠があるのかとの質問にお答えいたします。

当該地の所有者の所有農地のほとんどが遊休地となっていることが農業委員会の農地パトロールで確認されておりましたので、農業委員と農地利用適正化推進委員が是正の催告のため何度も訪問や電話をされました結果、

5月25日に話し合いの場を持つことができました。この話し合いにおいて、所有者は、敷地内の樹木の伐採は費用がかさむため難しいが、道路等にはみ出ている枝は、広陵町シルバー人材センターに剪定を依頼する。また、自分でも剪定しようと考えているが、その場合は、高齢のため少しずつの剪定となるため、半年ほど時間が欲しいと回答されたと報告を受けております。

昨年度、実質化した人・農地プランの策定に取り組みましたが、策定した全ての地区で、農家の高齢化による営農の継続が課題と認識されており、本件のような事案は、各地区で生じることが想定されます。今後の対応といたしましては、今回のように、町、農業委員会、地元区が連携して取り組む必要があると考えており、早期の解決に向けて道路管理者としての連携の在り方も検討してまいります。

三つ目の周辺に監視カメラはどのような経緯で設置し、誰が管理運用しているのかとの御質問にお答えいたします。

香芝警察署生活安全課から、当該雑木が繁茂している私有地に道路から人が入るような隙間があり、そのあたりをうろついている不審者がいるとの情報提供をいただき、町民の安全確保と犯罪防止を図るため、平成29年12月に本町が防犯カメラを設置いたしました。

また、電気料金の支払やメンテナンス等の管理は、安全安心課にて行っております。

### 3番目のたまたん煙（受動喫煙）条例の取組についての御質問でございます。

広陵町たまたん煙（受動喫煙）から健康を守る思いやり条例は、令和3年3月に議決いただき、周知期間を設けて令和3年10月から施行しております。また、令和4年4月からは、町が指定する路上喫煙禁止区域において、喫煙の中止命令に従わなかった場合には1,000円の過料を科すことができることとなっております。

一つ目の取組の概況報告、過料の適用事例、参考にした自治体、周知の徹底についての御質問にお答えいたします。

取組の概況といたしましては、広報誌、ホームページ等での周知啓発活動はもちろんのこと、広陵町がん予防推進員の方々と5月31日の世界禁煙デー、11月の世界COPDデーでの啓発にも取り組んでまいりました。また、2月には産業医科大学の大和浩先生に受動喫煙防止条例制定記念講演といたしまして、畿央大学と協働でオンライン形式の講演会を実施いたしました。

次に、過料の適用事例についてお答えいたします。

令和4年5月末時点で、過料となった案件はございません。広陵町受動喫煙防止指導員として任命しております保健師等の専門職が不定期に巡回をしておりますが、平日の日中ということもあり、喫煙者への指導をした案件もございません。しかしながら、路上喫煙禁止区域の吸い殻拾い活動におきまして、たくさんの吸い殻を回収している事実もございますので、今後は巡回日時を工夫して活動してまいりますとともに、学校周辺の柵等に掲示しているポスターについて、より一層関心を持って見ていただけるよう改善してまいります。

参考にした自治体につきましては、たばこに関する条例制定をした自治体のうち、健康の観点から条例を制定し、かつ、過料のある自治体である大阪府豊中市、寝屋川市、千葉県市原市、習志野市、東京都三鷹市及び北海道美唄市に保健師が直接問い合わせを行い、参考にさせていただきました。

周知の徹底につきましては、ホームページ、広報誌のみならず、チラシを作成し、各種保健事業におきまして啓発いたしました。さらに、路上喫煙禁止区域として指定しておりますのが、町内小学校・中学校の周辺となりますので、教育委員会の協力を得て、町内小学校・中学校の保護者にこのチラシを配布させていただきました。

二つ目の学校構外の周辺地での喫煙事例への対応についての御質問にお答えいたします。

住民の方々から喫煙に関する御意見は、けんこう推進課に寄せられております。例えば公園で子供が遊んでいる近くで吸う人がいる、ポイ捨てをしている人がいる、隣の家の人がベランダでたばこを吸うので、煙が家の中に入ってきて困るなど内容は多岐にわたります。最近では、小学校の路上喫煙禁止区域に灰皿が設置されているとの御意見が写真とともに寄せられました。このことにつきましては、学校長・教頭に報告するとともに、小学校のグラウンド使用許可の際にもチラシなどの配布を行うことで、利用者への周知徹底を継続・強化してまいります。

ます。

三つ目の今後の方針、喫煙の害毒への啓発についての御質問にお答えいたします。

例に挙げていただいておりますバージャー病は、喫煙をする30歳代から40歳代を中心とした男性に多く発生する難病指定された疾患でございます。若年世代にまれに発症するおそれがございますが、治療を必要とする患者数は約7,000人と推計されております。現在の日本において患者数が激増しておりますのが、閉塞性肺疾患、いわゆるCOPDでございます。本町におきましても女性の標準化死亡比においてCOPDは全国平均より高い数値となっておりますので、従来実施しておりました喫煙者への個別支援のみならず、受動喫煙対策も重要視して取り組んでいるところでございます。

令和3年11月には世界COPDデーの啓発イベントがございましたので、本町のCOPD対策、たばこ対策について取組報告などをさせていただきました。本町では、禁煙、分煙、防煙、普及啓発を4つの柱としてたばこ対策を推進しております。喫煙者に自身や周囲への健康へのリスクを理解してもらい、禁煙できるよう引き続き個別支援をまいります。また、受動喫煙防止に関する条例の周知徹底にも努めてまいります。

さらに、今年度新たに防煙対策といたしまして、畿央大学教員とともに中学生への教育にも取り組む予定でございます。

また、住民の方々に対しましても、COPD疾患啓発の講演会の計画をしておりますので、より多くの方に学んでいただける機会にしたいと考えております。

#### 4番目の上田部奥鳥井線に横断歩道設置の要望あり検討願うということについてでございます。

まず、一つ目のかつらぎの道と上田部奥鳥井線の合流箇所に横断歩道設置に係る御提案についてお答えいたします。

担当課が現場確認をさせていただきましたところ、当該箇所付近には、信号機付きの横断歩道が東70メートル先と西120メートル先に設置されているにもかかわらず、付近の横断歩道を渡らずに道路を横切ってしまう方が非常に多く、極めて危険性が高いことは認識しております。そのため、奈良県香芝警察署と事前協議いたしましたましたが、横断歩道の設置基準には当てはまらず、新たに設置することは困難であると同っております。

また、二つ目の横断歩道を設置した場合、車両は順調に流れるかとの御質問にお答えいたします。

横断歩道を設置することにより、脇道からの進入車両が本線に入りにくくなる可能性がございます。その結果、住宅地内の中道を車両等が通り抜けすることにつながるおそれもございます。本町では、今年に入り上田部奥鳥井線で交通死亡事故が2件発生し、3名の尊い命が失われたことを受け、当該指摘箇所の交通安全対策として、直ちに電柱幕や看板等を設置し、近くの信号がある横断歩道を利用するよう呼びかけを行い、地域の交通安全の確保に努めております。

また、歩行者や自転車が信号機のない道路を横断できないよう歩道に防護柵を設置するなど、具体的な検討をまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。22分かかるとかと思ったら20分で終わっていただきましたので、この後の議論がしやすくなっております。

#### 最初の第1番目は、中央公民館の建て替え問題でございます。

ちょっとおさらいをしてみたいと思っています。中央公民館建て替えについては、まず町に対して建て替えをしてほしいという要望書が1万筆集まりまして、町長に提出されました。その後、議会に対しても請願がออกมาして、全会一致でこれを採択をいたしております。このことを受けて、町長はどうしたかといったら、実は、広陵町の文化芸術の振興及び公民館のあり方検討委員会というのを作りたいんだと、こういうことで議会に提案をしたわけでありまして。しかし、請願をされた方は、建て替えをしてくださいというふうに言っているのに、在り方を検討するというのではミスマッチでございます。

それで、今日、町議会だより108号の写しを持ってまいりましたが、名前を正確に、広陵町の公民館の建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会というふうに変更してもらいたいということを議会で議論して、わざわざそういうことをやって、それでこの委員会の設置が決まったと。だからこの委員会では、文化芸術の問題と建て替えの問題という二つのテーマがあって、議論してくださいねと、こういうことになったわけです。今回、その後12回にわたって熱心に議論をしていただいたということでございます。

今年の2月12日に町長に対して答申がありました。このことについては、議会のほうに全員協議会で尾崎課長がA4ペーパー4枚で報告があったわけでございます。ところが、落ち着いて考えてみたら、答申そのものが議員に配られているかというたら、配られていないということに気がついたんです。それで、議長、副議長のほうで配配をさせていただいて、議会事務局のほうにお願いをして、議員に対して配ってもらったわけです。これで私ようやく手に入ったわけです。ここには、別添ということで、検討の結果と二つの添付資料があるんです。一つは、広陵町の文化芸術推進基本計画というのがまずあるんです。これは今回の議会で、議会もこれ議案として決めてくださいと。進捗管理をするために審議会を作ってくださいと、こういうことが町長から提案されたから、いうてみれば、やる気満々なんですね。文化芸術のほうは、町長はやる気満々。ところが、建て替え問題については、その二つ目の広陵町が目指すべき公民館のあり方及び建替に関する検討結果にとりまとめたと書いてあるんですが、とりまとめた文書が議会議員はもろておりません。ホームページにあるんですよ。ホームページにどうなっているかいうたら、こんななっているんですね。いまだに、昨日の夜ですよ。このところ、広陵町が目指すべき公民館の在り方及び建替に関する検討結果（案）と書いてあって、令和4年の2月と書いてあるんです。ほんで中身を見ると、赤文字で、何か事務局が提案した中身が修正がかかったところが、赤文字で訂正がしてあるんです。これホームページにこのまま載っているんですよ。こちらのほうについて重要なことなんで、議会でも報告せなあかん、確認をしてくれというふうに態度をとるのかと思ったら、さっぱり。担当者に言うてあると、さっき答弁ありましたよね。担当者に言うてあると。教育振興部長に、君のほうで進めてくれたまえと、こういうことを言われたわけです。そうすると、もともと要望署名があったり、請願が取扱われたという経過から見ると、建て替え問題についてどういう対応をとるのかということをはっきりしてもらわなきゃいけないのに、そうならないということなんです。私、3月議会で町長どうするんですかと聞いたら、私は建て替えするなんて言うてないよと。反対に建て替えを断念するとも言うてないよと、今は何も方針持っていないよと、それが今の状態なんだと、こういうことになっているわけです。これがおさらいでございます。

町長がいいのか、担当者がいいのか、誰がいいのか。教育振興部長になるんですか、どうしますか、この後。

○議長（吉村裕之君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） 失礼いたします。

昨日、八尾議員のほうから、全然議会のほうに説明がないということでおっしゃっていただいたんですが、私の認識不足で、今、八尾議員のほうから説明いただきましたように、このことに関しまして、2月22日の全員協議会において、答申の内容につきまして、尾崎課長のほうから説明のほうがあったということで御紹介いただきました。ありがとうございました。

まず、答申に関しましてですが、この検討委員会につきましては、町長の諮問機関として設置されたもので、議員御指摘のように、答申書に添付として、広陵町が目指すべき公民館のあり方及び建替に関する検討結果と広陵町文化芸術推進基本計画が示されております。そして、諮問機関の答申は、諮問を受け、調査審議し、答申としてまとめられているもので、この場合ですと、町長がその答申を受けて、答申結果に基づきながら施策の方向付け等が行われるものです。広陵町が目指すべき公民館のあり方及び建替に関する検討結果につきましては、検討委員会で議論をいただき、町長に対する答申として、公民館の在り方として示されたものでございます。

一方、広陵町の文化芸術推進基本計画につきましては、答申を受け、パブリックコメントを行い、御意見をお聞きし、その内容を反映させ、箇所や案の表示のない広陵町の文化芸術推進基本計画として、今議会にお諮りしております。決して、こちらのほうのみやる気満々というわけではないんですが、計画は公民館のみならず、広

陵町全体における文化芸術や生涯学習の取組について計画を織り込んでいるものであることから、広陵町議会基本条例第10条第6号のその他重要と認める計画と位置付け、お諮りするもので、これは二つの答申の全プロセスが自ずと扱いが異なってまいります。

また、ホームページにありますものですが、検討委員会の議事資料を公開しているものであること、また、広陵町が目指すべき公民館のあり方及び建替に関する検討結果が検討委員会名になっていることにつきましては、検討委員会から事務局に出す答申の添付であることから、委員会名と今のところなっておるということになります。建て替えに関しましての指示に関しましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、また、八尾議員からもありましたように、再整備に向けて、研究、調査の指示が出ているということになります。

以上です。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 部長、私が言うたことをずっと同じこともう一回繰返して、町長から言われてまんねんというのが結論ですやんか。町長から言われて、教育振興部長がこの建て替え問題について、どういう段取りを組もうとしているんですかということをお聞きしているわけです。だから、いってみれば答えていない、答えになっていない、答えられない、そこまで町長から指示を受けていない。ちょっと君に預けるよと、こういうことなんです。

ちょっとこれ剥がしますね、今から。中央公民館は確か違法建築だったんですね。消防法とかいろんなことで土木事務所から指摘を受けまして、最初は改修せなあかんということで、えらいこっちゃと。予算を組まなあかんというようなことで議論がありました。ところが、今、建て替え問題を議論している最中に、今からこの違法状態でないような状態にするためには、かなりの金がかかるということが明らかになって、利用者の方からどんな意見出たと思いますか。我慢しますと。トイレもそんなきれいじゃないけど、エレベーターもないけど、外付けのエレベーターつけようと思ったら1億円かかると、どっとお金をかけたんでは、この後の建て替えの費用に影響が出るんで、今の状態で我慢しますから、建て替えのことについてじゅんじゅんと準備をしてほしいと、涙の出るような、町の行政のことについて、涙の出るような意見も出て、それで今になっているわけです。ところが、今のここは、文化芸術の方針はやる気満々だけど、建て替えについては、部長に指示をされて、部長は具体的なことは何も言えないと。だから事実上、止まっているわけや。あなた、県から来たからって言うているけど、高田土木は、これ違法建築やいうて認識してんだから、荒井知事あたりは、村井君、君が広陵町に派遣されるに当たっては、公民館に違法建築があるから調べて対応するようにと言われてこなかったのか。

○議長（吉村裕之君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） 申し訳ございませんが、認識しておりませんでしたので、今勉強させていただいておるところでございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） いや、私は、改修を進めろという立場じゃないですよ。建て替えに向けて具体的に。時間はかかるかもしれない、金がかかるかもしれないけれども、具体的な委員会を作って、そこに基いて、どんな内容にしたらいのかということをお聞きを住民参加で議論するような場をもつていただく必要があるんじゃないかと、今回そういう提案が町長のほうからないから、だからやる気があるかという話になるということですよ。どこまでの決意しているんですか、町長。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 公民館の建て替え、この違法建築状態というのは、みんな認識していただいています。これを何とか解消する、そのまま使うとすれば解消しなければなりませんし、建て替えればその問題は解体して終わりということになると思います。ただ、将来にわたって、どのような公民館を必要とするか、また公共施設の総合管理計画と合わせて、これからの人口減少時代に入って、どの規模の公民館が維持していけるのか、いろいろな角度からやはり検討しなければなりません。そのために今担当に指示しておりますのは、今の中央公民館

を再整備、本当にそっくりさんにする、基礎を残してそのまま建てる、いわゆる改修するという技術も出来上がっておりますし、その方法でいくと、幾らかかって、対応年数はどれくらい持つのか、また新築すれば、もちろん60年、70年持つ建物が建てられるということになります、その投資額と効果と、その両方を比較するための調査、具体的に予算措置も含めて担当に研究するように指示しております。今年度内にその研究をして、来年度は具体的な作業にかかるということになりますので、まだ皆さん方に詳しく説明できない、教育振興部長もそこまでまだ担当と詰められておりませんので、答えられないと思います。私も担当からまだ具体的に報告を聞いておりませんので、具体的には時期も答えられませんが、方針としては伝えておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 要は、理解せい言うたって理解できませんがな、これだけ困っているんですから。公民館の2階に上がるのに階段上らなあかんでしょう。だから、グリーンパレスの5階なら行くっちゅうわけですよ、エレベーターですっと上がるからね。だけど公民館の2階となったら、ちょっと堪忍してくれということで、集まりにくい状態が作られているわけですから、だからそれこそちゃんと要望書が出て、請願も出て、確認をしているわけだから、文化芸術の在り方を考えるというよりも、もっと先に建て替え問題をまず議論するという体制にしなきゃいけないんじゃないかというふうに私は思っております。

教育振興部長、来られてからいきなり厳しい指摘をして申し訳ないですけど、年度内にとっておりますけど、できますか。責任持ってあなたやられますか。どんな段取りですか。

○議長（吉村裕之君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） 今のところ、関係課とこのことに関しましていろいろ話をしながら進めているところでございます。先日もお話しさせていただきましたように、文化芸術に関する専門家が入った委員会でもございましたので、建築等、設計等も含めて、そちらの専門家が入っていない、また、先ほどありましたように、再整備なのか、また違う形でこの建物を作ってくのかというようなことに関しましても、検討しながら進めていくことになってまいりますので、何らかの方向性を今年度中に出すようにということで考えておりますところでございますので、今度中にその方向性が出ればというふうには思っております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 1年間苦労して考えてみたけど、結局出ませんでしたのでは話はおさまりませんからね。それぐらいの意味を持った答弁だと思ってください。

ほんで、中川理事のこともついでに言うのかなあかんけど、県から中川君を広陵町に送っているのにらちが明かんのだいうて、恐らく言うていると思いますよ、荒井知事ぐらいは。ちゃんと2人責任持って対応してください。そうせんと困っちゃう、こっちはね。

**二つ目行きます。**

**的場の中堀医院ですね。**これが地図です。ここに中堀医院さんがあります。鈴木薬局があります。北上します。北野組の倉庫だったのが西和物流になりまして、トラックの基地になっていますから、もうしょっちゅうここトラックが出入りしているんです。樹木がここ伸びていますから、対向車が来たら困っちゃうわけですよ、困っていると、こういう話なんです。それで、先ほど町長が実は進んでいますよというふうにしたから、見えるかどうか分かんないけど、今朝、本当に今朝、ちょっと教えてください方あって、現地行ってみたら、工事やっていました。昨日、百済の中山組さんに土地所有者の方がお願いをして、木を伐採してもらおうと、取ってもらおうということで工事が始まっております。私そこへ行って、この写真撮っている最中に、近所の人がおお、八尾とかいうて、お前やったんかいうて。いやいや、みんなが文句言うたから、やっぱり言ってもらわんと困りまんがないうやり取りをしているところであります。1日で処理ができるような量じゃないもんですから、今日も恐らく雨の中やっているかちょっと分かりませんが、しばらくしたらきれいになるのではないかというふうに思っております。長いことかかりまして、岡本議員も御苦労さんでございました。タイアップして、立場は違うけれ

ども、村の大事なことから一生懸命やりまして、上手くいきそうなので喜んでおります。

答弁書を見ますと、町内にはこういう事例がたくさんあると書いてあるんです。毎回、毎回大字の区長にこんな苦勞させるつもりですか。土地の所有者に対して、道路、町道に妨げになっているんだから、もうはっきりしていますやんか。もう少し町がきっぱりとした態度をとって、速やかにやっていただく必要があると思うんですけど、これはどなたが答弁されますか。

○議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 町道に張り出している樹木については、道路交通法上支障になる部分については、道路交通法か道路法で処理は可能とは思いますが、張り出している部分につきましては、微妙な部分がありまして、基本的に管理者の手で除去してもらうというのが基本になります。ですんで、平成10年でしたか、風台風で木が倒れて、車が通れなくなったときは、町も県も、もう所有者の許可もなく一斉に除去したと思うんですけど、今回のような事例につきましては、一時的に所有者にお願いするというのが原則になっておりますんで、その方向で町としては取り組ませさせていただいている。ただ今回は、農業委員会の協力もございまして、所有者の御理解が得られたということで、町長の答弁のような形で、地域と一丸となって対応していく必要があるんじゃないかということを考えさせていただいております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） そのとおりちゃんと土地所有者が自分の持っている土地を管理してくれたらいいんですけど、答弁書には不審者の情報がありと書いてありますから、あんまりはっきり書けないでしょうね。町内に13か所監視カメラ設置されているんです。ここに監視カメラおるわけですよ、監視カメラがね。すぐおるわけです。何でこんなところにあるんやと。よく見ると、樹木の中にちょっと穴蔵のようなことになって、人間が入っていきそうな場所があるんです。これ子供引っぱり込まれたらえらいことなりませ。教育委員会は、またもう一回行きますから、すみません。北小学校へ私訪問しまして、吉田校長にこれ訴えたんです。学校としても、子供の安全を考える場合に、こういうのを放置しといてはかなわんから、校長会議に都市整備課の課長を呼んで、どうなとんのか説明しなさいというふうなことぐらいやってくださいよと言いましたんや。吉田校長は、ここ通学路と違いまんねん言うわけや。小学校の校長は、自分の管理している校内の中と通学路は管理するけど、それ以外のところについては、管理できませんという答弁だったんです。もう少し地域との関係だとか、今、自治基本条例とかいう議論している最中なんだから、学校長がもう少ししかるべく地域の皆さんと馴染んで、一緒になって、学校協力会ですか、正式な名前ちょっと出てきませんけれども、もう少しそのあたり、木で鼻をくくったような返事じゃなくて、もう少し現場のことをちゃんと分かってもらうようにしてもらわなあかんのですけど、部長が難しければ、教育長、日頃学校長に対してどんな指導しとんのですか。ちょっと言いなさいよ。

○議長（吉村裕之君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 御指摘ありがとうございます。基本的に校長は、それはもう当然ながら、いわゆる学校の一国一城の主ですから、やっぱり責任を持ってもらわな困ります。第一、私は一番やっぱり学校長にしてもそうなんですけれども、まずは子供のことを第一に考えていかなきゃなりません。いわゆる教育の主人公は子供たちですので、そういう意味では、子供第一、ただ吉田校長につきましては、今年新たに校長として赴任してもらいましたので、地域とのっていうこと、全く地域知らない校長ということもあるんですけども、一つは、その辺がもう少しやっぱり人として、何かやっぱりその辺の地域の人とのつながりのことを大切にしてもらうことはすごく大事やと思っています。その辺は、私また校長会等で話を、個人的にも話をしながら、できるだけ地域の人と上手く、結局コミュニティ・スクールも一緒ですので、地域といかに、地域の人たちがやっぱり学校に入ってきていただいて、子供たちのためにいろいろしてもらうことがすごく大事なことです。そういう意味では、校長としての力量というか、そこはまたこちらとしてもちょっと話をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます



○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 校長先生の個人名を挙げて申し訳ないですけど、事実ですからしょうがありません。話は変わりますが、これ自治基本条例決めましたね。地域のことは地域で解決するんやというのが方針だったんですね。これもし広陵北小学校の校区でまちづくり協議会を作った場合に、これ解決できますか。

○議長（吉村裕之君） 栗山地域振興部長！

○地域振興部長（栗山ゆかり君） 失礼いたします。

これにつきましては、やはりまちづくり協議会出来上がりしましたら、こういう課題のある場所というのは、やはり話し合いの土台に上がるのかなと思いますので、それをまちづくり協議会でまた協議をしてもらうことになりませうけれども、今回の例は、農地というところもございまして、農地に関しましては、農業委員会のほうで年に1回必ず農地パトロールというのを行われております。その農地パトロールの中で、これは起こっている事例でございまして、この案件につきましては、農業委員会、それから地域含めて検討していくということで、今後進めていきたいと思っております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ということは、自治基本条例に定めるまちづくり協議会一本やりじゃなくて、いろんな形態があるんですよと、今回は農業委員会が責任持って対応したんだということだから、ひたすら自治会や大字に負担をかけるような、まちづくり協議会一本やり方式は、ちょっとためらっていただいて、見直しも含めてやっていただきたいし、また大字・自治会に説明会もしていないから、そのあたりも十分に気をつけていただきたいと思えます。

### 三つ目行きます。

**喫煙の話でございます。**これ真美ヶ丘第二小学校のグラウンドで、土曜、日曜、学校閉まりますけど、グラウンド貸しますよということで、社会体育で子供らに野球を教えている人がおられるんです。学校長のところにはちゃんと登録があって、使っていただいて結構ですよ。しかし学校長がそのとき出勤するわけにいかないから、土曜、日曜にどういうことが起きているか分からんわけですよ。それで、あるとき近所の方から私のほうへ苦情があって、野球の指導をしている人が、大人がです。校門前でたばこ吸っていたというわけや。それで困ると、止めてくれということで苦情を言ったら、4人で周りを取り囲まれてこわかったと。こわかったかどうかまで私共感できないけど、しかしちょっとそれおかしな話ですねいうて、学校長に相談しました。校長は、そんなことでは、これは困りますということで、対応しますいうて、今の状態になっているということになっているわけです。答弁書見たら、公園で子供が遊んでるときに吸う人がいるんだとか、いろんなことが出ています。最近どうですかと聞いたら、これがこの間、会議がありまして、自治功労者の会議、あのときに、この地図とマニュアルを配っていただいたんですね、自治功労者のね。いいのを配ってもらったな。真美ヶ丘第二小学校は、この住宅のところちょっと入った公道の上でたばこ吸うんですって。私はこれ見て、子供は学んだと思えます。ああ、なるほど、僕も大きくなったら、法律に違反しないように、指定された区域の外に出てたばこを吸ったらいいんだと、こういうことを子供たちは学んだと思うんです。

しかし、SDGsにも書いてあるように、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進するという方針の基に、3. aで、すべての国々で適切にたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を強化すると、こう書いてあるんです。だから、国際的に、たばこはもう吸わないようにしましょうよということ言っていて、持続可能な世界を作ろうというふうに言うている最中に、今はたばこ吸っているか、吸わないかというふうな話に終わりそうになっているけれども、やっぱりたばこは毒だということをはっきりさせてやらないと、この話は前に進まんのかなと、それで、私、バーチャー病なんていうへんちくりんな名前の、体の中に血液が回らんという、手とか足が壊死するんですね。女の人はいわがなくなるんです。たばこ吸ったら。美容にも良くないと、こういうふうに言われていますけれども、そういう話なんです。だから子供たちに対して、例えば学校で説明したり、あるいは保護者の方にこういうことを決めましたよと、町が決めました、議会が通しまし

たよと決めるんだったら、やっぱりSDGsの観点から、健康をどういうふうに管理するのかという視点で議論しなかったら、単にエリアをちょっとまたいで、1メートル先で吸ったらセーフやと、こういうふうになりかねないというふうには私は思っております。どう思われますか。どなたが答弁されますか。

○議長（吉村裕之君） 吉田けんこう福祉部長！

○けんこう福祉部長（吉田英史君） 喫煙につきましては、止めたくても止められない、特にニコチン依存性がございまして、そのあたりは禁煙というのがなかなか難しい状況というのは、八尾議員もまた御承知のとおりだと思います。喫煙対策といいますのは、最初の1本に手を出さない、そこがやっぱり肝心かなというふうに考えておまして、町の保健師のほうも、そういったところにも力を入れて取組を進めていこうと思っております。すぐに結果というのは出てこないと思うんですけども、今回、中学生のほうに講演会みたいなものをさせていただきましても、そこでは、まず1本目に手を出さない、断るといったことを中心にまた話のほうをしていきたいと思っております。時間はかかると思うんですけども、徐々に広陵町から喫煙者を減らしていく、そういった取組をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 依存性があるということで、よく議論になるのは町でございまして、たばこ税の税収があると、こういう議論があるんです。私は、たばこ吸いたいという人と、たばこを売りたいという人があるんだったら、法律違反していないんだから、されたらいいんじゃないかと思えますよ、御自身でどうぞと。パージャー病になるかもしれませんけどね。それは分かりませんが、ただそういうことをやっぱり認識していただくのがいいんじゃないかと。国際的にたばこを吸うのを禁止している国があります。ブータンであります。インドの保護国でございまして、コロナで入ってくるのを阻止したいということで、がちがちに国境を閉じたところ、たばこの密輸が増えたんですって。だからたばこ吸うたらあかんよいうて、国の中で決めているんだけど、どうしても吸いたいという人いるんでしょうね。それで国王さんは、ちょっと緩めたんですって。いうことをやっているんだそうです。だから、今、吉田部長が言われたように、やっぱり依存性があるし、継続して吸いたいと思う人があるので、少しずつだけれどもということになるわけだから、小さいときから、子供のときから、喫煙問題についてもちゃんと報告するように言われたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

私の知り合いで、20歳の記念に禁煙をしたという子がいます。どうしたんや言うたら、サッカーやっています、ぜいぜいと呼吸が難しくなるので止めたと言うてました。だから、そんな変な話もあるんですけども、私は、たばこは吸えないんです。吸おうと思ったら咳き込むんです。だから禁煙ができないんです。そういうことになります。だから吸うたことありません。たばこを吸うておられる方がもし議員の中にあるんでしたら、この質問を機に、きっぱりとお止めいただくように勧告をいたしますので、よろしくお願いいたします。

4番目に行きます。

事前に警察に相談していただきまして、ありがとうございました。これがね真美ヶ丘ニュータウンの全体の地図でございます。背骨に当たるのが、かつらぎの道です。ここに、ぬくもり広陵という施設がありまして、ここから南に作られているのがかつらぎ道で、私35年ここに住んでいますけど、何の疑いもなかったですね。このかつらぎの道というのは、ここからスタートするんやというふうに思っていたんで、そういうふうに認識していたわけです。ところが、今回この上田部奥鳥井線、ここまで後は南から上ってきて渡っちゃうと、こういう人がいるので大変危険だと、こういうふうになったわけです。拡大地図はこちらでございます。110メートルと書いています。これ120メートルですね。ここまで来て、自転車の方だったら、通りでふにゃふにゃと行くんでしょけど、歩行者もここ渡るんですって。それが道路状況には非常によく、通行する車両が少ないものだから、スピードが物すごいんです。危なくてしょうがない。答弁書にも、今年に入ってから3人の方が亡くなったと、こういうふうに書いてありましたので、私に相談をかけたいただいた方は、ここにこのままかつらぎの道ここまで来ているけれども、北8丁目にわたる横断歩道を作ってもらえないだろうかと、こういう相談があ

りました。町のほうにもあったと思います。ところが、70メートルと110メートルの東西に横断歩道があるもんだから、そういうわけにはなかなかいかないだろうというので、看板を設置するというふうに書いてありますから、大体私の思いと同じです。私の看板の案はこれでございます。この場所での横断は危険です。東・西の横断歩道までお回りくださいというふうに、こちらあたりに出しまして、夜でも明かりでちゃんと見えるようにしていただいて、ここ横断を止めてほしいと、回ってくださいと、こういうふうにしてもらったらいいんじゃないかなと、こういうふうに思っております。

その相談をされた方は、最近、2年ほど前に何か広陵町に引っ越しをされてきた方で、だから、私35年もいるから、こういうふうになっているのは知っているんですけど、今さらながら指摘をされて初めて気がついたと、こういうことなんです。盲点なんですね、だからね。ここは上田部奥鳥井線渡りますやろう、車道になるんです。左に曲がるんですが、そのまま真っすぐ行こうと思ったら歩道になります。歩道になって、上牧と広陵の境界線まで行っちゃいます。ここから北側は、上牧町の葛城台という住宅地です。だから何を言わんとしているかといったら、恐らく上牧町の葛城台の在住の方で自転車で五位堂駅まで利用という方は、恐らく全員ここ通っているんですけど。いうことだから、事はちょっと重大です。死人が出てからでは遅いので、これちょっときちんと対応をしていただく必要がありますけれども、これ緊急の措置として、こういうのを看板すぐに予備費何か使ってますか、どういうふうにするんですか、立てられるんですか、看板は。どうでしょうか。

○議長（吉村裕之君） 中川危機管理監！

○危機管理監（中川雅偉君） 失礼いたします。

今、八尾議員、看板のことでお問い合わせしていただきましたが、実は、今回の一般質問に挙げていただく前に議員のほうからも御説明がありました。メールで住民の方から、今回について陳情、御要望がありました。ついては、当課のほうで現場のほうを確認させていただいたところ、なるほど、東・西に近くに横断歩道があるにもかかわらず、乱横断されている方がかなり多いところを受けて、ヒヤリハットも私も感じました。ついては、緊急措置として、先週末に北側・南側に周知用の看板を設置したところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 早速の対応ありがとうございます。それで、これも同様に聞いておきます。自治基本条例でまちづくり協議会を作ったら、地域のことは地域で決めるというのが哲学なんだと、こうふうになっていますけど、例えばここに看板を設置したいとか、あるいは横断歩道を作ったりとかいうことは、そのまちづくり協議会で決められますか。対応できますか。どうなりますか。

○議長（吉村裕之君） 栗山地域振興部長！

○地域振興部長（栗山ゆかり君） 失礼いたします。

設置とか横断歩道を作ったりするのは、それはできませんけれども、真美一協議会のほうで課題として挙げたものは、町に要望をしていただくということはできます。

すみません。訂正させていただきます。

もし、真美ヶ丘の第二校区のほうでまちづくり協議会ができたとしても、それは要望として挙げてくるということだけで、そこでまちづくり協議会で設置をするということは、まずできないと思います。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） だから地域にはいろんな問題が派生するんですけど、問題を指摘して共通認識にして、さあどうするでというので話し合いをして、どこがどういうふうに動くのかということ、当然議題になるんですけど。今の場合だったら、ここの地域の自治会の人にも聞かなあきませんね。それから小学校の校長先生にも聞かなあきませんね。いろんな方に聞いて、意見のすり合わせをして、最終的に、その集まった人たちが、じゃあ、こういうふうにしたらどうだということがまとまったら、しかるべき町に要請して、町が警察に問い合わせをすると。今回は、事前にもう警察に問い合わせしていただいていますから、こういうふうになっていますけど、だ

から言わんとするのは何かいうたら、地域のことは地域で決めるなどと格好いいこと言っているけれども、実際には決める権利もないのに、あたかも決められるかのように幻想を与えるようなやり方というのはよくないってことを私は言いたいわけです。だけど、集まって議論して、問題点を探って、どこが一致点なのかということをも明らかにすることは、これは値打ちがあるわけだから、大いに議論したらいいと思います。

この相談をかけられた方は、実はもう一つありまして、歩車分離交差点をもっと増やしてくれって、こういうふうに言っておられるんです。それはちょっと私、まだ返事がようできておりませんけれども、そういうことについてもよく研究をしてみる必要があるなど、こんなことを思っております。

最後に、歩車分離のことで、どういう場合にそういうのができるかとかいうのはありますか。あったら教えてください。

○議長（吉村裕之君） 中川危機管理監！

○危機管理監（中川雅偉君） 失礼いたします。

私の認識の中では、歩車分離の設置については、当然ながら、地域から、もしくは町からの要望があって、警察への要望になって、設置につきましては、公安委員会での設置になります。本町において、歩車分離の信号をついているのは、例えば真美ヶ丘第一小学校区であれば、旧のヤオヒコ前と真美ヶ丘第二小学校区については、大谷奥鳥井線と広谷秋廻り線の間3か所と、西小学校については、柳板大谷線2か所、東小学校については、県道郡山広陵線に1か所というところで、通学路、特に学校に近いところに設置しているところがございますので、状況とすれば、要望とすれば、そういうところをとらえての要望になるかと認識しております。

以上です。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 終わります。

○議長（吉村裕之君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了しました。